

医療法施行規則第15条の2第2項及び第3項にかかる嘱託医療機関

名 称	所 在 地	嘱託した旨の書類等
	(TEL)	別紙のとおり
	(TEL)	別紙のとおり

*医療法施行規則第15条の2第2項による場合は診療科名に産科又は産婦人科を有する書類、第3項による場合は診療科名に産科又は産婦人科及び小児科を有し、かつ、病床を有する書類を併せて添付すること

【参考条文 医療法施行規則（抄）】

第十五条の二 分娩を取り扱う助産所の開設者は、分娩時等の異常に対応するため、法第十九条の規定に基づき、病院又は診療所において産科又は産婦人科を担当する医師を嘱託医師として定めておかなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、助産所の開設者が、診療科名中に産科又は産婦人科を有する病院又は診療所に対して、当該病院又は診療所において産科又は産婦人科を担当する医師のいずれかが前項の対応を行うことを嘱託した場合には、嘱託医師を定めたものとみなすことができる。

3 助産所の開設者は、嘱託医師による第一項の対応が困難な場合のため、診療科名中に産科又は産婦人科及び小児科を有し、かつ、新生児への診療を行うことができる病院又は診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)を嘱託する病院又は診療所として定めておかなければならない。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。